

医療上必要があると認められない、 患者の都合による精子の凍結又は 融解の選定療養費について

医療上必要があると認められない患者の都合による精子の凍結又は融解を行う場合、当院では選定療養費として、通常の診療費（保険診療）とは別に以下の金額をご負担していただきます。

療養の種類	費用
医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解	22,000円（税込）